

聖籠町新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第八号

聖籠町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第三十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、聖籠町新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。
(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第三十五条第四項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、

当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たるとする。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。